

指定避難所に関する役割分担等

1 役割分担

種 類	内 容	担 当	
		道 (指定管理者)	市町村
避難所開設の可否判断	・市町村から避難所開設要請があった際の開設可否の判断	○	
避難所の運営	・避難者の対応及び避難所の運営 (避難者による避難所運営のための調整含む)		○
施設管理に関する業務	・設備の保守、警備業務等施設管理に関すること (休館日、夜間含む)	○	
施設備品の供与等	・施設に既に配備されている寝具、椅子、テーブル等、避難所運営に必要な備品等の供与	○	
事件、事故(トラブル)発生時の対応	・避難所内での事件、事故又は避難者間のトラブルの対応		○
その他	・上記に定めのない事項	協議事項	

2 経費負担

種 類	内 容	負担者	
		道	市町村
避難所の運営に要する経費	・避難所運営に要するすべての経費 (使用料、光熱水費、施設管理に要する経費は除く)		○
避難所運営に起因する減収補償	・避難所運営に起因する事業の中断等による利用料金等の減収補償	協議事項	
避難所使用時の施設等の破損について	・避難所として使用時の施設及び付属物などに損壊が生じた場合の復旧費用 (余震など災害を起因とする場合は除く)		○
避難場所使用終了後の原状回復について	・避難所として使用した箇所について、施設の本来業務の再開に必要な原状回復費用 (災害により損壊した箇所を除く)		○
その他	・上記に定めのない経費	協議事項	

3 指定管理者の役割

「1 役割分担」表中、道の指示に従い、道に代わって指定管理者が担う業務。

- (1) 「避難所開設の可否判断」に関すること。
- (2) 「施設管理に関する業務」に関すること。
- (3) 「施設備品の供与」に関すること。
- (4) 上記に関し、業務の進捗状況等の報告に関すること。